

障 発 0 5 1 3 第 2 号  
令 和 2 年 5 月 13 日

各 都道府県知事 殿  
指定都市市長  
中核都市市長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
( 公 印 省 略 )

在宅障害者等に対する安否確認等支援事業の実施について

標記の事業実施については、別紙「在宅障害者等に対する安否確認等支援事業実施要綱」により行うこととされ、令和2年4月1日から適用することとされたので通知する。

在宅障害者等に対する安否確認等支援事業実施要綱

1 目的

在宅の障害者、障害児及びその世帯等（以下「在宅障害者等」という。）の安否確認等を行うとともに、障害福祉人材の研修に当たって感染拡大防止の措置を講じることにより、在宅障害者等の安心・安全の確保及び障害福祉人材の着実な育成を図る。

※「在宅障害者等」には手帳を所持していない者も含む。

2 在宅障害者等に対する安否確認支援事業

(1) 実施主体

都道府県及び市町村。

なお、実施主体が本事業を適切に実施できると認める団体等に、事業の全部又は一部を委託することができる。

(2) 事業内容

相談支援専門員等の専門職が在宅障害者等に対して、集中的に以下のような事業を実施する。

ア 在宅障害者等への個別訪問等による現状把握の実施

イ 必要に応じた関係支援機関へのつなぎの実施

ウ アに基づく専門的な生活支援等の助言の実施

エ その他在宅障害者等の状態悪化の防止を図るため、在宅障害者等の把握と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業

※ 個別訪問等については、新型コロナウイルス感染症対策を適切に行った上で実施するよう職員、事業者等に周知徹底していただくほか、電話・メール等を活用した現状把握や助言等の実施も可とする。

(3) 留意事項

ア 個人情報の取扱い

本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、関係者への周知徹底を図るなどの対策を適切に行うこと。

イ 実施状況に関するデータの整理

本事業による政策効果を検証するため、個別訪問等による現状把握等による在宅障害者等支援の実施状況に関するデータを整理しておくこと。

（事業実績報告を求めることとしている。）

ウ 次に掲げる事業及び経費は、本事業の対象とはしない。

(ア) 新型コロナウイルス感染症の発生以前から実施している事業

(イ) 地方交付税や、他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業

- (ウ) 都道府県等又は市区町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業
  - (エ) 個人の資産を形成する事業
  - (オ) 障害者総合支援法に基づく計画相談支援給付費として支給されるもの。
- エ その他  
実施主体においては、本事業の効率的かつ効果的な事業実施に努めること。

### 3 障害児者養成研修等の受講機会拡充への支援事業

#### (1) 実施主体

都道府県、市町村等又は都道府県、市町村等から指定を受けた研修実施事業者とする。

#### (2) 事業内容等

##### ア 事業内容

都道府県等又は市区町村が実施する以下の研修（以下「対象研修」という。）について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、研修一回あたりの開催規模を小規模化した上で市区町村や障害保健福祉圏域等を単位として分散させて開催する場合の経費等について補助する。

また、対象研修の講義を映像化し、配布する等の遠隔化を行う経費について補助する。

##### イ 対象研修

地域生活支援事業等の実施について（平成 18 年 8 月 1 日付け障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき実施する以下の研修とする。

- (ア) 相談支援従事者養成研修、相談支援従事者主任研修
- (イ) サービス管理責任者研修（児童発達支援管理責任者研修）
- (ウ) 障害者虐待防止・権利擁護研修（自治体職員コース、管理者・設置者コース又は虐待防止マネージャーコースに限る。）
- (エ) 障害支援区分認定調査員研修、市町村審査会委員研修、主治医研修
- (オ) 居宅介護職員初任者研修、障害者居宅介護従業者基礎研修、重度訪問介護従業者養成研修、同行援護従業者養成研修、行動援護従業者養成研修
- (カ) 強度行動障害支援者養成研修
- (キ) 医療的ケア児等コーディネーター養成研修

#### (3) 留意事項

##### ア 本事業に係る補助金の使途

本事業は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、研修の実施に通常要する額を超えて要する経費を対象としていることから、通常要する経費とは経理を厳格に区分し、本事業に係る補助金を流用することのないようにすること。

イ 次に掲げる事業及び経費は、本事業の対象とはしない。

- (ア) 新型コロナウイルス感染症の発生以前から実施している事業
- (イ) 地方交付税や他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業に係る経費の一部を負担し、又は補助している事業
- (ウ) 都道府県等又は市区町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業
- (エ) 個人の資産を形成する事業

#### 4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。